

牧之原市商工会 住宅リフォーム費用助成事業 をご利用ください



20万円以上の住宅リフォームを行うと

助成金（最高8万円）
〔まきのはら市共通商品券〕

が支給されます

牧之原市商工会では、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を推進するため、牧之原市商工会の会員事業所を利用して、住宅のリフォーム（増改築・改修）を行う牧之原市民を対象に、工事金額により、最高限度額8万円を「まきのはら市共通商品券」で助成します。

(申請受付期間)

令和3年 9月1日～令和4年2月28日まで。
(期間内でも予算が無くなり次第終了します。)

(申請受付場所)

牧之原市商工会にて受付します。
申請手続きは、元請け施工業者が、申請者（施主）に代わり手続きをお願いします。

(申請できる人)

牧之原市民（牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有する方）

(対象住宅)

市民が牧之原市内に所有する個人住宅であり、事業併用住宅の場合、自己の居住の用に供する部分



地域に活力を！ そこにはいつも商工会

牧之原市商工会

主管：牧之原市商工会建設部会

お問い合わせは 牧之原市商工会 ☎52-0640

牧之原市商工会住宅リフォーム費用助成事業

【対象工事詳細】

※個人住宅のリフォーム（増築、一部改築、修繕、設備改善工事）

具体的な対象工事は、以下に定めるものとなります。

対象工事は基準日内において、同一住宅及び同一人につき1工事限り利用できる。

国、県、市で別途、補助金・助成金等が支給される工事は対象外となります。

※対象工事金額が20万円（税込）以上の工事であること。

※令和3年9月1日以降に工事を開始し、令和4年2月28日までに工事が完了し、工事代金の支払いができること。

※牧之原市商工会員事業所が施行する工事であり、牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業に賛同する事業者であること。（1事業者申請5件まで申請可能）

【対象工事】

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| ◆住宅の増改築 | ◆屋根の葺き替え・塗装工事 | ◆外壁の張替・塗装工事 |
| ◆内装クロスの張替工事 | ◆畳の張り替え | ◆サッシの取替・設置工事 |
| ◆電気設備工事 | ◆トイレの修繕・取替工事 | ◆浴槽の修繕・取替工事 |
| ◆キッチン修繕・取替工事 | ◆上下水道の配管工事 | ◆床暖房工事 |
| ◆照明器具取替工事 | ◆給湯設備機器工事 | |
| ◆空調設備工事 | ◆カーテン・ブラインド工事 | |

事業申請の流れ

助成金申し込み

↓
助成金内定通知

↓
工事完了報告

↓
助成金決定通知

↓
助成金を支給

<対象とならない工事例>

- 浄化槽設備工事 ●耐震補強工事 ●太陽光発電設備、太陽熱温水器設置工事
- 家具・家電の購入費及び設置費 ●カーポート、物置設置工事
- 庭園整備、土地工事 ●門、塀、柵などの外構工事 ●賃貸用住宅の工事
- 住宅とは別棟の倉庫、車庫の工事 ●増改築を伴わない解体工事
- 国、県、市等で別途、補助金・助成金等が支給される工事
- 工事事業者を伴わない申請者自ら行う工事
- 施工業者が自らの住宅のリフォームを行う工事
- その他、当会が認めないと判断する工事及び費用

〔別表1〕

工事請負額(税込)	商工会助成額
200,000円～ 299,999円	20,000円
300,000円～ 399,999円	30,000円
400,000円～ 499,999円	40,000円
500,000円～ 999,999円	50,000円
1,000,000円～ 1,999,999円	60,000円
2,000,000円～ 2,999,999円	70,000円
3,000,000円～	80,000円

【助成金の額】

工事金額により別表1の通り「まきのはら市共通商品券」にて支給
支給上限 1工事 最高8万円 (同一住宅、同一人1申請まで)

※申請後、工事金額に増額があった場合でも助成の額は増額しませ
ん。工事金額に減額があった場合は助成の額は減額します。

助成額につきましては、商工会にて審査し、内定通知及び決定通知
にてお知らせします。

●本事業は申請受付・審査・支給事務は牧之原市商工会が行います。

●本事業は審査の結果、お客様のご希望に添えない事があります。



<お問い合わせ先>

牧之原市商工会

☎52-0640